

土佐の街路市の概要

令和6年度版



高知市商工観光部商業振興・外商支援課
(街路市担当)

電 話 088-823-9375

F A X 088-823-4024

目 次

	頁
1. 街路市の紹介.....	1
2. 高知の街路市開催場所マップ.....	2
3. 街路市について	
1 街路市の歴史.....	3
2 街路市の概要.....	5
3 日曜市の来市者数と経済波及効果.....	9
4 街路市活性化推進事業.....	10
4. 街路市開設年表.....	16
5. 資料	
街路市関連条例・規則・要領.....	17



～ 街 路 市 の 紹 介 ～

数字はすべて（令和6年4月1日現在）

＜日曜日＞

開催日 毎週日曜日 夏時間（4月～9月 5：00～17：00）

冬時間（10月～3月 5：30～16：00）

開催場所 追手筋1・2丁目の追手筋南側2車線を利用。

※1月1・2日、追手筋でのよさこい祭り開催中（8月10・11・12日）は休み

Q いつから開催されていますか？

A 文献によると1690年（元禄3年）からで、日曜日という名称は明治9年からです。

Q どのような目的で始まった市なのですか？

A 土佐藩が政策として定めました。

Q 当時とほぼ同じ形で行われているのですか？

A 開催日…江戸時代は毎月幾日に開くという、日取りで定めた日切市（ひぎりいち）でした。太陽暦の採用に伴い、明治9年から曜日開催となりました。

場所…全ての市が時代の変化に伴い幾度も移り変わっています。

販売内容…昔も今も生活市（農産物中心）です。農産物加工品（田舎寿司・お餅）や塩干物、手作り品（木工品・焼物）等もあります。

Q 現在の出店規模は？

A 約350店、総延長は約900メートルです。

Q 出店者はすべて高知の人ですか？

A すべて県内在住者で、高知市内を中心に西は大月町、東は室戸市から出店しています。

＜その他の街路市＞

火曜日

○場所/上町4～5丁目

○時間/6時～16時

○特徴/幅約2mの水路上に戸板等を渡して開催

○店舗数/15店舗

○延長280m

木曜日

○場所/高知県庁前

○時間/6時～16時

○特徴/高知城の真南の「県庁前通り」で開催

○店舗数/65店舗

○延長190m

金曜日

○場所/愛宕町1丁目

○時間/6時～14時

○特徴/JR高架下「愛宕町広場」で開催

○店舗数/14店舗

○延長120m

（高知市が管理しない私設市）

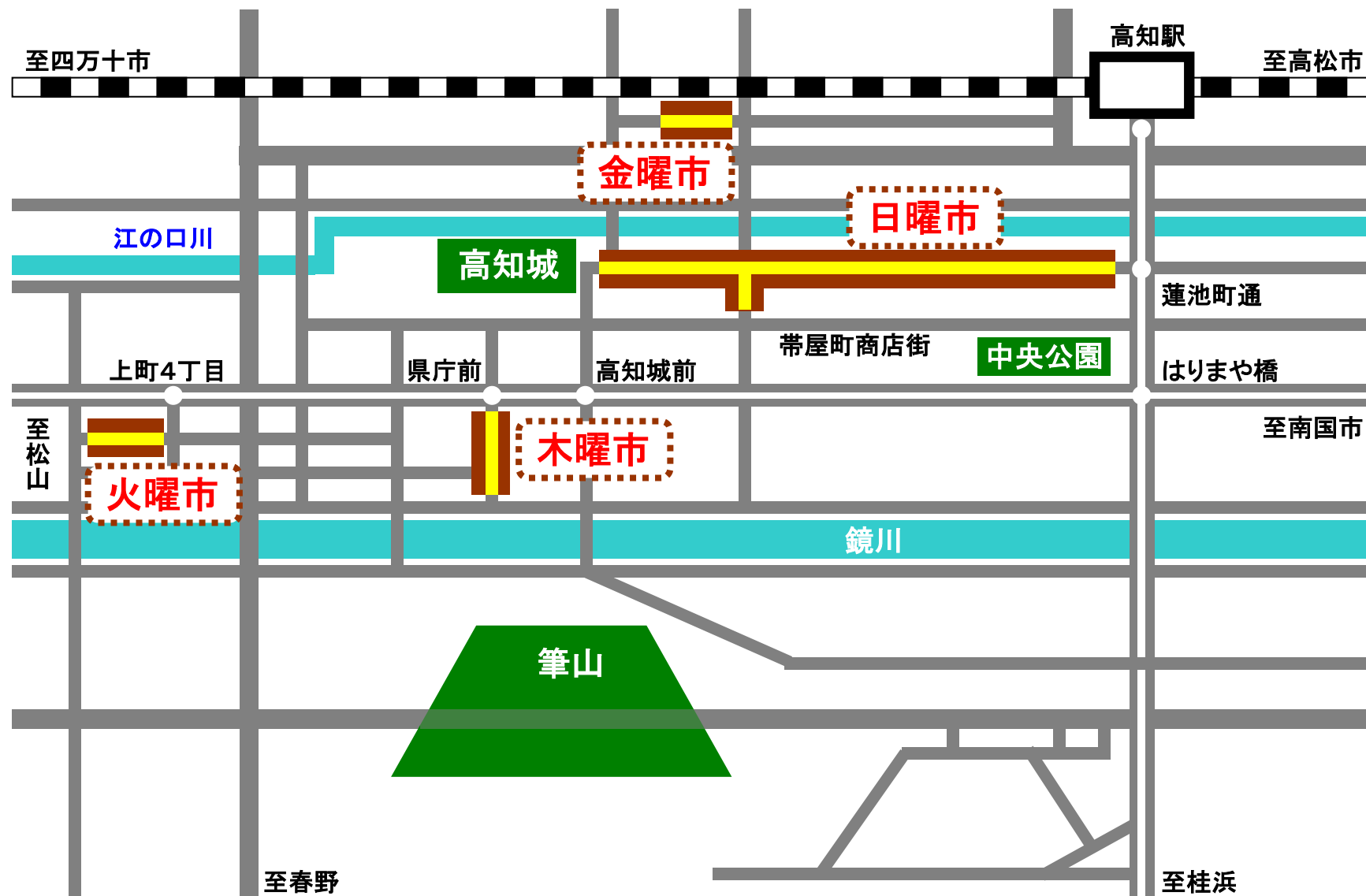
オーガニックマーケット

○場所/高知市池（県立池公園）

○時間/土曜日8時から14時頃まで

○問合せ先/高知オーガニックマーケット出店者組合 088-840-6260

高知の街路市開催場所マップ



街 路 市 に つ い て

1 街路市の歴史

高知市の街路市は、土佐藩第四代藩主山内豊昌の時代、元禄3年（1690年）に、藩の政策として場所と日取りを定めて市立を認めたことに始まるとされている。その根拠は、郷土史家で山内家史編主任であった平尾道雄氏の調査により、山内豊昌が元禄3年3月に制定した藩法「元禄大定目」に「市日、毎月2日・17日朝倉町（現：南はりまや町）、7日・22日蓮池町（現：はりまや町2丁目）、12日・27日新市町（現：はりまや町2丁目）」と記されていることが判明したことによる。

太陽暦の採用（明治5年）後、明治9年に官庁が日曜休日、土曜半休になったことに伴い、これまでの定日市が曜市に変更され、今日の日曜市が誕生した。現在の各曜市の形態が整ったのは、昭和元年のことである。第二次世界大戦によって休止状態にあった街路市は、昭和23年に追手筋で日曜市が復活し、その後順次、開市場所、規模などが変遷しながら今日に至っている。

本市の街路市は、高知市の消費経済面において、農産物を中心に一定の流通機能を果たしている。生産物が直接生産者から消費者へ取り引きされる街路市の形態は、品物が新鮮で安価であるという消費者経済への貢献とともに、市民にとって郷愁と憩いと心の安らぎを与える買物広場として欠かせない存在となっている。また“土佐の日曜市”に代表されるように全国に誇りうる歴史と出店規模は、「終日開かれる定期市」という希少価値とあいまって観光資源としても重要なものとなっている。

現在、高知市の所管する街路市は、日・火・木・金曜日の各曜市で、概要は次のとおりである。

（1） 日曜市の変遷

- 明治9年、官庁が日曜休日、土曜半休になったことに伴い、それまで朝倉町（毎月2、17日）、蓮池町（毎月7日、22日）、新市町（毎月12日、27日）で開かれていた市は、本町1・2丁目（現在の電車通り）において、日曜日にまとめて行われるようになり、日曜市が誕生した。
- 明治36年11月に土佐電気鉄道(株)の軌道工事が着手され、本町筋を路面電車が運行することになったことなどを背景に、明治37年2月14日に帯屋町へ移転した。
当時の帯屋町は北側がほとんど病院で占められており、商店街は南側で人通りも少なく、日曜市の集客力が商店にとって大きな頼りとなっていた。各商店は間口の3分の1を日曜市出店者に貸し、各店は雨戸の上に商品を並べて売っていた。
- こうして日曜市と商店街の共存共栄が続いていくが、大正末期に映画館が誕生し、商店街も発展していくにつれ、商店と日曜市の関係も次第に変化したようである。
昭和13年頃には出店者激増の時代を迎え、現在のアーケード街と高知城～ひろめ市場～大橋通りを結ぶ一帯で市が開かれ、出店者も1,700人に達していたといわれている。
- 戦後の昭和21年頃には、焦土の中から立ち上がり、帯屋町と追手門近くの広場で露天商による毎日市が開かれるようになり、徐々に出店数も増えていった。
また、商店街が日曜市の力を借りなくても自立できるほどに復興したこともあり、昭和23年には追手筋に集結し、その後昭和40年代後半をピークに出店者が増えることとなった。
- 一方、昭和30年代後半には、自動車の普及などによる交通問題とともに、日曜市の移転問題が多く議論を呼んだが、追手筋での存続を求める声が大勢を占め、現位置での存続が決定した。また、昭和40年代前半には、交通問題に加えて量販店の普及など流通機構の整備に伴い、日曜市廃止の声が再度出てきたが、既に市民生活

の中に定着していることや観光資源として生かすべきといった後押しもあり、日曜市廃止の声は鎮静化していった。

(2) 火曜市の変遷

- 火曜市は、昭和元年に上町5丁目電停南の広場で始まった。昭和6年には新市町でも始まり、その状態は第二次世界大戦の末期まで続いていたようである。
- 戦後は、昭和27年に上町5丁目の電車通り南沿いで復活し、昭和31年には北側まで広がったが、その後、交通量が急激に増加したことから、昭和39年に電車通りの一つ南側の東西の道路へ移転した。以来、水路に戸板等を渡して出店する現在の形態の火曜市が続いている。

(3) 木曜市の変遷

- 木曜市は、昭和元年に中島町で始まり、昭和6年には新町でも開かれるようになり、第二次世界大戦で中断するまで続いた。
- 戦後は、昭和27年に升形電停から円満橋までの間の両側で復活したが、昭和38年には道路工事により、円満橋からさらに北の桜馬場（旧高知刑務所の西側）への移転を余儀なくされた。しかし、客が少なく売れ行き不振のうえ、西日が強く商品が傷みやすいことなど、悪条件が重なったことから、街路市組合から升形復帰への要望が出された。
- 昭和45年に下水道工事のため升形に戻ったが、現升形公園の東側から電車通りまでの南北の市道と、聖山幼稚園からグランド通りに入る東西の市道という住宅地であったため、「自家の建築計画・自家用車の乗り入れ不便」などを理由とする地元の反対があり、再び桜馬場へ暫定的に戻り、その後、昭和46年5月に現在の県庁前へ移転し、今日に至っている。

(4) 金曜市の変遷

- 金曜市は、昭和元年に朝倉町で始まり、その後、昭和6年頃には江ノ口（愛宕町）、旭駅前（旭前から電車通りまでの間の両側）でも開かれるようになり、第二次世界大戦で中断するまで続いた。
- 戦後は、終戦とともに江ノ口で復活したが、昭和27年に道路拡張工事のため移転を余儀なくされ、愛宕商店街への移転を希望する街路市の出店者側と、発展しつつある商店街の店頭での両立は困難とする商店街側との間で調整が行われた。
- 一時期は存続が危ぶまれる状況に陥ったが、商店街役員のたいへんな努力もあって、JR線南側の市道へ移転し、商店街になくてもならない存在となった。
- 旭駅前通りで開かれていた金曜市は、昭和30年に土曜市として旭前から電車通りまでの間の西側のみで復活したが、旭駅前通り商店街の発展とともに、商店街との共存共栄が困難となり、昭和34年4月に廃止された。
- JR線高架化に伴う周辺整備が完了するまでJR線南側市道で開催していたが、高架下の「愛宕町広場」完成後の平成21年8月21日から、広場を南北に挟み込む方式に形態を変更した。
- 令和3年4月より開催場所を愛宕町広場内（高架下）へと移した。

(5) 水曜市：廃止

- 水曜市は、明治24年公園通りで始まり、昭和元年に乗出（現グランド通り）へ移転、昭和6年に升形へ移転して、第二次世界大戦の末期まで続いていたようである。
- 戦後は、昭和27年に新京橋で復活、昭和31年に梅田橋から上町2丁目交差点までの間の両側へ移転したが、道路舗装工事により、昭和34年に上町2丁目交差点の南側へ仮移転した。その後、工事は完了したが、交通量増加のため元場所には戻れず、昭和42年に廃止となった。出店者の一部は上町3丁目へ移転し、土曜市として開催されるようになった。

（６）土曜市：廃止

- 土曜市は、明治 19 年に県庁前通りで始まり、大正中期には電車通り北側の拡幅に伴い、電車通り南側だけで開かれるようになり、第二次世界大戦の末期まで続いたようである。
- 戦後は、県庁前ではなく旭駅前通りで復活したが、地元商店街の成長とともに昭和 34 年に廃止された。また、昭和 32 年頃の一時期、東種崎町（現：はりやま町 1 丁目）でも行われていたようであるが、すぐに廃止になっている。
- 昭和 42 年には、上町 2 丁目交差点の南側で開催していた水曜市の廃止により、一部の出店者が上町 3 丁目で土曜市を開くようになったが、高齢化等により 10 店舗にまで減少したことから、平成 16 年 5 月に、追手筋の土曜バザールの毎週開催に伴って廃止され、出店者の大半は火曜市へ移転した。

（７）ふるさと交流バザール土曜市（土曜バザール）：廃止

- 平成 13 年 10 月 13 日から毎月第 2、第 4 の土曜日に、高知城追手門付近からひろめ市場までの追手筋 約 180m の区間で「ふるさと交流バザール土曜市」（土曜バザール）が始まり、平成 16 年 5 月 1 日からは毎週開催となった。このバザールは、中心商店街に賑わいを取り戻すため、本市が主催者として全面的な運営を行い、市町村の交流や多彩な出店など、日曜市とは一味違った市をめざした。道路占用規則や街路市占用許可要領は適用せず、「ふるさと交流バザール事業実施要綱」に基づいて運営していたが、来市者の減少と出店者の減少のため、平成 19 年 3 月末をもって廃止となった。

2 街路市の概要

（１）市場所等

令和 6 年 4 月 1 日現在

項目 \ 曜市	日曜市	火曜市	木曜市	金曜市
開 市 場 所	追 手 筋	上町 4 ～ 5 丁目	県 庁 前	愛宕町 1 丁目
延 長 距 離	900m	280m	190m	120m
出 店 者 登 録 数	375	15	65	14
開 市 時 間	○日曜市 : 4 月～9 月 午前 5 時から午後 5 時まで 10 月～3 月 午前 5 時 30 分から午後 4 時まで ○火・木曜市 : 午前 6 時から午後 4 時まで ○金曜市 : 午前 6 時から午後 2 時まで			
開 市 期 間	○日曜市 : 1 月 1 日、2 日及び追手筋でのよさこい祭り開催期間（8 月 10 日～12 日）を除く通年 ○火・木・金曜市 : 1 月 1 日、2 日を除く通年			

（２）業種別出店登録者数

街路市出店登録者（以下「出店者」という。）を業種別に分類すると、農産物出店者が 62.0%（野菜 40.7%，植木・花 10.0%，農産物加工 11.3%）で最も多い。街路市が生活市として安価で新鮮な食材を消費者に提供するためには、生産農家など第一次産業従事者の存在が不可欠であることから、「高知市街路市問題検討委員会」が平成 10 年に行った答申では、この割合を 75%程度まで高めていくことが好ましいとされ、長年これを目標としてきた。

その後、平成 26 年度に「高知市街路市活性化推進委員会」の意見を踏まえ策定した「高知市街路市活性化構想」では、第一次産業従事者の割合は定めず、街路市がめざすべき姿として「魅力あふれる生活市」を掲げている。

なお、街路市出店者による組合としては、業種等の別に高知市街路市生産出荷組合、高知市街路市商業組合、くろしお城南の会が組織されている。

＜業種別出店登録者数＞

令和 6 年 4 月 1 日現在（単位：人）

	定時	臨時	計	割合
野菜	128	31	159	40.7%
果物	15	2	17	4.3%
金物・刃物類	5	0	5	1.3%
衣料・雑貨	25	13	38	9.7%
植木・花	34	5	39	10.0%
古物	8	0	8	2.0%
菓子	6	1	7	1.8%
海産物	7	0	7	1.8%
農産物加工	40	4	44	11.3%
一般食料品	16	45	61	15.6%
案内所・休憩所等	0	6	6	1.5%
計	284	107	391	100.0%

※定時出店者が別の曜日で臨時出店している場合は、定時出店として計上

＜業種別出店者数（曜市別）＞

令和 6 年 4 月 1 日現在（単位：人）

	日曜日		火曜日		木曜日		金曜日		計		総計
	定時	臨時	定時	臨時	定時	臨時	定時	臨時	定時	臨時	
野菜	115	31	5	1	22	5	5	1	147	38	185
果物	15	2	1	0	10	1	4	0	30	3	33
金物・刃物類	5	0	0	0	1	0	0	0	6	0	6
衣料・雑貨	23	15	0	0	0	1	0	0	23	16	39
植木・花	34	5	2	0	4	0	0	0	40	5	45
古物	8	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
菓子	6	1	0	0	1	0	0	0	7	1	8
海産物	7	0	0	0	3	0	1	0	11	0	11
農産物加工	38	5	3	2	7	1	2	0	50	8	58
一般食料品	16	43	1	0	5	4	1	0	23	47	70
案内所・休憩所等	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6
計	267	108	12	3	53	12	13	1	345	124	469
総 計	375		15		65		14		469		

<生産農家など第一次産業従事者の占める割合>

令和6年4月1日現在 ※延べ人数

	日曜日	火曜日	木曜日	金曜日	計
出店者数（臨時出店者含む）	375	15	65	14	469
うち第一次産業従事者 （野菜・農産物加工品・植木、花類）	228	13	39	8	288
割 合	60.8%	86.7%	60.0%	57.1%	61.4%

（３）近年の日曜市の増減数

	新規出店	廃 業
平成 21 年度	3 件	16 件
平成 22 年度	5 件	21 件
平成 23 年度	15 件	13 件
平成 24 年度	15 件	15 件
平成 25 年度	22 件	17 件
平成 26 年度	11 件	20 件
平成 27 年度	12 件	24 件
平成 28 年度	18 件	21 件
平成 29 年度	13 件	20 件
平成 30 年度	35 件	20 件
平成 31 年度	28 件	27 件
令和 2 年度	14 件	22 件
令和 3 年度	11 件	24 件
令和 4 年度	12 件	24 件
令和 5 年度	14 件	21 件

（４）出店者の年齢構成

街路市出店者の高齢化が進み、60代以上の出店者の割合が約75%を占める一方で、20～40代は約13%にとどまっており、後継世代の出店が大きな課題となっている。

<出店者の年齢構成>

令和6年4月1日現在 （単位：人）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90以上	計
出店者数	1	10	36	41	74	123	49	10	344
比率	0.3%	2.9%	10.5%	11.9%	21.5%	35.8%	14.2%	2.9%	100.00%

※団体出店者を除く

<出店者の平均年齢の推移>

（単位：歳）

H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
63.42	64.18	64.4	64.62	64.97	64.68	65.35	65.96	66.46	65.93
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
65.05	66.92	66.95	67.49	67.57	66.66	66.29	66.99	66.83	66.81
H31年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度				
67.38	66.66	66.94	67.42	67.73	67.57				

※H11～15年度は5月1日現在

※H16, 17, 19年度は10月1日現在

※H18, H20～R 6年度は4月1日現在

(5) 市町村別出店者数

街路市出店者居住地は、高知市内が約3分の2、高知市外が約3分の1の割合となっている。全県的な生活市で、各地域のPRの場にもなっている。

<市町村別出店者数>

令和6年4月1日現在（単位：人）

高知市内	出店者数	高知市内	出店者数	高知市外	出店者数	高知市外	出店者数
上街	1	一宮	18	室戸市	1	本山町	2
高知街	12	秦	17	安芸市	5	大豊町	5
南街	2	初月	20	南国市	22	土佐町	1
北街	2	朝倉	58	土佐市	10	大川村	0
下知	9	鴨田	16	須崎市	7	いの町	28
江ノ口	6	長浜	9	宿毛市	1	仁淀川町	3
小高坂	8	御豊瀬	0	土佐清水市	1	中土佐町	1
旭街	28	浦戸	0	四万十市	2	佐川町	6
潮江	11	大津	0	香南市	10	越知町	1
三里	2	介良	4	香美市	6	梶原町	1
五台山	3	鏡	13	東洋町	1	日高村	4
高須	4	土佐山	5	奈半利町	1	津野町	2
布師田	1	春野	9	田野町	2	四万十町	2
				安田町	1	大月町	1
				北川村	1	三原村	1
				馬路村	1	黒潮町	1
				芸西村	2		

	出店者数
高知市内	258
高知市外	133
総数	391

(6) 店舗規模

1店当たりの間口は、2m、2.5m、3m、4mの区分があり、奥行は、いずれも1.5mである。

(7) 出店許可

街路市に出店するためには街路市占用許可が必要であり、申請受付事務は高知市商業振興・外商支援課街路市担当が所管している。

占用許可は、定時出店者と臨時出店者の区分があり、定時出店者は、臨時出店者として2年以上の出店経験を有する者の中から一定の要件を満たした者を選考のうえ許可している。

(8) 占用料

定時出店の占用料は、占用面積1㎡当たり、1か月につき日曜市は400円、その他の曜市は290円となっている。

臨時出店の占用料は、占用面積1㎡当たり、1日につき日曜市は200円、その他の曜市は130円でその都度徴収している。

なお、占用料にはそれぞれ消費税（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が加算される。

間 口	奥 行	面 積	定 時		臨 時	
			日曜日	火木金	日曜日	火木金
			月 400円	月 290円	日 (200＋税) 円	日 (130＋税) 円
			/㎡	/㎡	/㎡	/㎡
			1 年分 (前払)		1 日分 (毎回払)	
1.0m	1.5m	1.5 ㎡			330円	210円
1.5m		2.25㎡			490円	320円
2.0m		3.0 ㎡	14,400円	10,440円	660円	420円
2.5m		3.75㎡	18,000円	13,050円	820円	530円
3.0m		4.5 ㎡	21,600円	15,660円	990円	640円

3 日曜市の来客数と経済波及効果

日曜市が地域経済にどの程度貢献しているのかを把握するため、平成 26 年度に、高知大学に依頼して「日曜市の経済波及効果分析調査」を行った。

来客数は、平成 26 年度に実施した 4 回（5 月 4 日、7 月 6 日、9 月 7 日、11 月 2 日）の通行量調査の結果から、月毎の来客数を推計し、年間 87 万 5,000 人と推計した。

なお、平成 26 年の 1 日平均の来客は、年間来客数を開催回数（51 回）で割ることで、約 17,000 人と推計した。

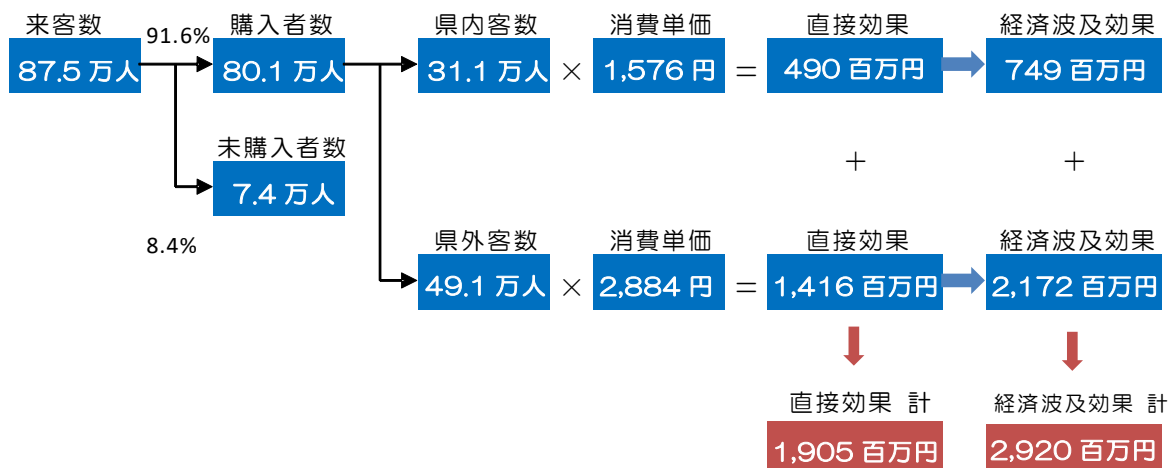
< 日曜市の年間来客数推計結果 >

	月間来客数(人)	開催回数(回)		月間来客数(人)	開催回数(回)
1 月	60,000	4	7 月	65,000	4
2 月	70,000	4	8 月	50,000	4
3 月	90,000	5	9 月	70,000	4
4 月	80,000	4	10 月	65,000	4
5 月	100,000	4	11 月	80,000	5
6 月	75,000	5	12 月	70,000	4
合 計				875,000	51

出典：日曜市の経済波及効果分析調査報告書

日曜市の経済波及効果については、平成 26 年度の通行量調査と同日に行ったアンケート調査から明らかになった県内客消費単価 1,576 円、県外客消費単価 2,884 円をベースに、日曜市での直接消費支出（直接効果）を 19 億 500 万円と算定し、間接効果も含めた経済波及効果を約 29 億 2,000 万円と算定した。

< 平成 26 年度の日曜市の経済波及効果調査結果 >



4 街路市活性化推進事業

(1) 街路市の現状と課題

街路市は、出店者の高齢化が進む中で、後継者の確保が困難なために廃業を余儀なくされ、出店者数が減少するという構造的な危機に直面している。

後継者不足は、出店者の中心である生産農家に共通する課題であり、後継世代にとって、街路市への出店に対する魅力が薄れてきていることが背景にあると想定される。

その大きな要因としては、高知市内の各所に他の市町村や JA などの専用駐車場付きの直販所が数多く開設されたことに加え、産直コーナーを設ける量販店が増加したことなどにより、地元客の街路市離れが進み、街路市ではかつてのような売上げが期待できなくなっていることが考えられる。

また、街路市は対面販売を必要とするのに対して、直販所や量販店へ出荷する場合は、販売にかかる時間を他に活用できるという魅力があることも、生産者が街路市から直販所や量販店へと向かう要因として考えておく必要がある。

このように進行する出店者の減少に歯止めをかけ、街路市を活性化していくためには、後継者の育成に取り組むことはもとより、観光客の増加だけに目を奪われることなく、生活市としての街路市を支えるのは地元客であるとの認識をしっかりと持ち、地元客を呼び戻し、掘り起こすための施策を推進していくことが必要である。

また、後継世代に対しては、街路市を継承していくことの重要性や、対面販売の魅力などを理解してもらうための取組も進めていかなければならない。

< 出店登録者数の推移 >

H20～R 6 年度は 4 月 1 日現在

	S 45 年度	H 元 年度	H 2 年度	H 3 年度	H 4 年度	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度
定時	1117	972	963	946	945	921	909	890	872	848	821	802	822
臨時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	144	141	99
全体											965	943	921

	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
定時	826	799	765	553	537	523	502	478	470	453	443	434	421
臨時	61	69	60	33	27	22	23	34	29	26	19	28	39
全体	887	868	825	586	564	545	525	512	499	479	462	462	460

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定時	398	381	374	369	366	361	346	330	322	302	280
臨時	62	71	61	62	58	78	93	98	86	95	111
全体	460	452	435	431	424	439	439	428	408	397	391

※平成 15 年度までは、各曜市への重複出店者をそのまま加算しているため、数が多くなっている。

※定時出店者が別の曜市で臨時出店している場合について、定時出店として計上する。

<曜市別の出店者数（定時）の推移>

H20～R 6 年度は 4 月 1 日現在

年度 年度	S 45 年度	H 元 年度	H 2 年度	H 3 年度	H 4 年度	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 10 年度	H 11 年度	H 12 年度
日曜日	668	620	613	603	602	587	581	570	558	547	536	524	541
火曜日	138	110	107	105	102	103	103	99	96	92	85	85	82
木曜日	143	119	122	119	122	117	120	118	116	112	109	107	106
金曜日	135	102	101	99	99	95	88	86	85	81	76	75	79
土曜日	33	21	20	20	20	19	17	17	17	16	15	14	14
延人数	1,117	972	963	946	945	921	909	890	872	848	821	805	822

年度 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度	H 16 年度	H 17 年度	H 18 年度	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度
日曜日	557	534	517	499	490	480	457	442	425	415	407	398	390
火曜日	76	73	63	64	61	60	53	51	49	49	48	46	41
木曜日	106	106	105	102	103	99	99	92	87	83	80	77	75
金曜日	73	72	70	64	61	58	57	51	49	46	44	39	35
土曜日	14	14	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延人数	826	799	765	729	715	697	666	636	610	593	579	560	541

年度 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
日曜日	374	359	353	349	345	342	325	314	304	288	267
火曜日	40	35	33	32	28	26	21	18	17	14	12
木曜日	70	67	64	63	62	60	55	52	56	56	53
金曜日	28	27	23	21	21	19	17	17	17	15	13
土曜日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延人数	512	488	473	465	456	447	418	401	394	373	373

※各曜日への重複出店あり

<曜市別の出店者数（臨時を含む）の推移>

H20～R 6 年度は 4 月 1 日現在

年度 年度	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度	H 16 年度	H 17 年度	H 18 年度	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度
日曜日	616	606	594	582	559	553	517	507	486	473	456	442	428
火曜日	92	86	80	76	65	65	62	61	55	53	52	52	51
木曜日	135	132	122	120	117	119	112	110	109	99	94	88	85
金曜日	85	83	77	76	74	66	62	58	57	52	50	49	47
土曜日	15	14	14	14	10	—	—	—	—	—	—	—	—
延人数	943	921	887	868	825	803	753	736	707	677	652	631	611

年度 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
日曜日	430	430	435	426	414	411	404	419	419	409	391	379	375
火曜日	50	48	43	40	37	35	31	29	27	23	23	19	15
木曜日	81	79	76	77	75	74	73	71	73	70	65	67	65
金曜日	41	37	32	32	27	24	23	21	19	19	17	16	14
延人数	602	594	586	575	553	544	531	540	538	521	496	481	469

※各曜日への重複出店あり

＜出店登録者の年齢別割合＞

H20～R 6 年度は 4 月 1 日現在

	20・30 代	40・50 代	60・70 代	80 代以上
平成 8 年度	2.90%	31.90%	60.40%	3.60%
平成 16 年度	1.70%	30.20%	60.00%	8.10%
平成 17 年度	1.80%	31.80%	57.10%	9.30%
平成 18 年度	1.70%	31.90%	57.10%	9.30%
平成 19 年度	1.80%	27.60%	60.20%	10.60%
平成 20 年度	2.77%	25.15%	60.79%	11.29%
平成 21 年度	2.23%	23.33%	59.63%	14.81%
平成 22 年度	2.35%	22.17%	59.49%	15.99%
平成 23 年度	2.67%	21.83%	59.91%	15.59%
平成 24 年度	2.50%	19.00%	62.50%	16.00%
平成 25 年度	2.28%	18.91%	61.73%	17.08%
平成 26 年度	3.68%	19.31%	61.15%	15.86%
平成 27 年度	4.22%	18.97%	61.59%	15.22%
平成 28 年度	3.90%	19.27%	60.24%	16.59%
平成 29 年度	5.16%	17.44%	60.69%	16.71%
平成 30 年度	4.74%	17.71%	60.85%	16.71%
平成 31 年度	3.57%	18.36%	59.43%	18.62%
令和 2 年度	4.87%	19.74%	58.46%	16.92%
令和 3 年度	4.49%	20.37%	57.67%	17.46%
令和 4 年度	2.77%	21.05%	58.17%	18.01%
令和 5 年度	2.85%	21.37%	59.26%	16.52%
令和 6 年度	3.20%	22.38%	57.27%	17.15%

（２）令和 5 年度の取組

①街路市管理運営事業

1）出店者等管理業務

- ・高知市道路占用規則，高知市街路市占用許可要領，高知市愛宕町広場条例に基づき，出店者管理及び占用料（使用料）の徴収を行った。

《令和 5 年度実績》

R 5 年度歳入	7,083,760 円
----------	-------------

2）交通安全等安全管理業務

- ・日曜市及び金曜市における来客の安全確保のため，警備員の配置等を行った。また，歩行者の安全保護のため，誘導員を配置した。

《令和 5 年度実績》

日曜市開催場所警備及び安全機器設置撤去	車通りの多い交差点に警備員を配置し，車の誘導・来客の安全確保
日曜市開催場所管理業務	来客の誘導・安全確保
金曜市開催場所管理業務	来客の誘導・安全確保
愛宕町広場開催場所管理業務	広場及び備品の点検・清掃

3）街路市運営協議会業務

- ・各街路市出店者組合の代表者と，活性化推進委員会の報告や街路市の適正な運営についての協議を行った。（令和 5 年 9 月 4 日）

- 4) 街路市広報の発行・配布
 - ・街路市広報「いち版」を10回配布し、出店者に夏冬時間の周知・感染対策の徹底・食品衛生法の周知などの啓発を行った。
- 5) 新規出店者の募集
 - ・高齢等により年々減少傾向にある出店者数を増加に転じるため、街路市出店者や関係者等に協力の依頼や日曜市内での募集案内設置、れんけいこうちの出店者などに新規出店の意向確認を行った。
- 6) 街路市出店者への啓発活動
 - ・適正に街路市を運営するため、道路使用や食中毒予防、JAS法による食品表示等に関する啓発を行った。
- 7) 新型コロナウイルス感染拡大対策
 - ・日曜市開催時にマスクの配布及び着用の啓発を行うとともに、各街路市開催時に消毒液を設置し、感染拡大の防止に努めた。
- 8) 日曜市紹介ガイドブック「土佐の日曜市」の活用
 - ・日曜市ガイドブック「土佐の日曜市」＜春夏編＞・＜秋冬編＞合わせて23冊を販売しPRを行った。

②街路市活性化構想推進事業

令和5年度は以下の3事業を実施した。

＜令和5年度実施事業＞

	事業名	期間	分類	着手年度	実績
1	街路市商品購入チケット制度の検討	長期	拡充	R5年度	・新たなチケット制度の導入は断念した。 ・街路市お客様感謝事業を継続して実施した。 ・近隣宿泊施設等が企画する街路市チケット配布事業に協力・助言を行った。
2	小学校の授業や教材を通じた街路市文化の伝承	長期	拡充	R5年度	・小学生向けの情報ペーパー「街路市だより」を作成し、各学校に配布した。
3	小学生等の受け入れ体制の充実	長期	新規	R5年度	・街路市公式ホームページ内に受け入れ案内ページを製作した。 ・見学等の予定を出店者に共有し、円滑な受け入れを図った。

③シルバー人材センター街路市活性化事業

シルバー人材センターが実施する「街路市活性化サポート事業」へ補助を行い、街路市内の巡回、消毒液の設置、いち版の配布、Facebook・Instagramへの投稿などで街路市活性化の推進に取り組んだ。

《令和5年度実績》

街路市活性化サポート事業補助金	4,000,000 円
-----------------	-------------

④れんけいこうち日曜市出店事業

「れんけいこうち広域都市圏」の取組の一つとして、高知市を除く県内 33 市町村が輪番等で日曜市に出店し、観光 P R や地場産品等の販売活動を展開できるように、連携市町村用の小間を設けた。また、高知市内の事業者の出店機会を設けるため、新たに高知市小間（2 小間）を設置した。

1) 日曜市パンフレット「土佐の日曜市」の活用

- ・日曜市パンフレット「土佐の日曜市」を 20,000 部作成し、宿泊施設、観光案内所、観光施設等に配置し、P R を行うとともに、リピーター化につなげるため来客に配布した。

2) 市民向け広報

- ・高知市ホームページにれんけいこうちブースの出店情報・イベント出店の告知を掲示した。

3) 日曜市休憩所兼催事場運営

- ・「日曜市休憩所兼催事場」となるテントの設営・運営を行った。

《令和 5 年度事業内容》

れんけいテント設置・撤去業務	輪番小間の備品設置・撤去
日曜市トイレ美化推進業務	周辺施設のトイレ清掃・点検

《令和 5 年度実績》

出店小間数（延べ）	来客者
305 店舗	16,604 人

（３）令和 6 年度の取組

①街路市管理運営事業

1) 出店者等管理業務

- ・高知市道路占用規則、高知市街路市占用許可要領、高知市愛宕町広場条例に基づき、出店者及び占用料の管理を行う。
- ・道路交通法や食品安全に関する各種法令の遵守等の指導、注意喚起等を行う。

2) 交通安全等安全管理業務

- ・日曜市及び金曜市における来客の安全確保のため、警備員の配置等を行う。また、歩行者の安全保護のため、誘導員を配置する。

3) 街路市運営協議会業務

- ・各街路市出店者組合の代表者と、定期的に街路市の適正な運営についての協議、連絡調整を行う。

4) 街路市広報の発行・配布

- ・街路市広報「いち版」を配布し、出店者に各種の啓発を行う。

5) 新規出店者の募集

- ・高齢等により年々減少傾向にある出店者数を増加に転じるため、街路市出店者や関係者等に協力を依頼し、新規出店者の募集を行う。

6) 街路市出店者への啓発活動

- ・適正に街路市を運営するため、道路使用や食中毒予防、JAS法による食品表示等に関する啓発を行う。

7) 感染症対策

- ・各街路市開催時に消毒液を設置し、感染拡大の防止に努める。

8) 日曜市紹介ガイドブック「土佐の日曜市」の活用

- ・日曜市ガイドブック「土佐の日曜市」＜春夏編＞・＜秋冬編＞合わせて14冊を販売しPRを行う。

②街路市活性化構想策定事業

- ・平成26年度に策定した「高知市街路市活性化構想（10年構想）」が、令和6年度に最終年度を迎えるにあたり、構想の効果検証を行うとともに、令和7年度からの構想策定に向けて、高知市街路市活性化構想推進委員会を中心に検討を行う。
- ・現構想に基づく41事業については、令和5年度ですべて着手済みであるため、令和6年度は継続事業を実施する。

③シルバー人材センター街路市活性化事業

- ・シルバー人材センターが実施する「街路市活性化サポート事業」への補助を行い、連携を図りながら街路市活性化の推進に取り組む。

④れんけいこうち日曜市出店事業

「れんけいこうち広域都市圏」の取組の一つとして、県内33市町村が輪番等で日曜市に出店し、観光PRや地場産品等の販売活動を展開できるように、連携市町村用の小間を設ける。また、れんけいこうち高知市小間の運営を行う。

1) 日曜市パンフレット「土佐の日曜市」の活用

- ・日曜市パンフレット「土佐の日曜市」を旅館・ホテル、観光案内所、観光施設等に設置し、PRを行うとともに、リピーター化につなげるため来客に配布する。

2) 市民向け広報

- ・高知市ホームページに催事情報・告知等を掲示する。

3) 日曜市休憩所兼催事場運営

- ・「日曜市休憩所兼催事場」となるテントの設営・運営を行う。

<街 路 市 開 設 年 表>

場所 年号	朝倉町	蓮池町	新市町	本丁筋	通 町	京 町	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	土曜 バザール
元禄 3 年	2 日 17 日	7 日 22 日	12 日 27 日											
元禄 7 年	2 日 17 日	7 日 22 日	12 日 27 日	4 日	19 日	15 日 25 日								
天明 7 年	2 日 17 日	7 日 22 日	12 日 27 日											
寛政 5 年	2 日 17 日	7 日 22 日	12 日 27 日	5 日 25 日										
安政 4 年	17 日	26 日	27 日	2 日 12 日	7 日									
明治 2 年	6 日	16 日	26 日	1 日 21 日										
明治 4 年	7 日	17 日	27 日	12 日										
明治 9 年							本町 1 ～ 2 丁目							
明治19年							本町 1 ～ 2 丁目						県庁前	
明治24年							本町 1 ～ 2 丁目			公園通り			県庁前	
明治37年							帯屋町			公園通り			県庁前	
昭和元年							帯屋町 新 堀		上町 5 丁目 南広場	乗 出	中島町下 1 ～ 2 丁目	朝倉町	県庁前	
昭和 6 年							帯屋町	浦戸町	上町 5 丁目 新市町	升 形	中島町 新町	朝倉町 江ノ口 旭駅前通	県庁前	
第二次 大戦末期							帯屋町		上町 5 丁目 新市町	升 形	中島町 新町	朝倉町 江ノ口 旭駅前通	県庁前	
昭和21年							帯屋町 追手筋					江ノ口		
昭和23年							追手筋					江ノ口		
昭和27年							追手筋		上町 5 丁目 の南側	新京橋	円満橋 ～升形	愛宕町 1 丁目		
昭和30年							追手筋		上町 5 丁目 の南側	新京橋	円満橋 ～升形	愛宕町 1 丁目	旭駅前通	
昭和31年							追手筋		上町 5 丁目 の南・北	上町 2 丁目 ～梅田橋	円満橋 ～升形	愛宕町 1 丁目	旭駅前通	
昭和32年							追手筋		上町 5 丁目 の南・北	上町 2 丁目 ～梅田橋	円満橋 ～升形	愛宕町 1 丁目	旭駅前通 東種崎町	
昭和34年							追手筋		上町 5 丁目 の南・北	上町 2 丁目 ～通町	円満橋 ～升形	愛宕町 1 丁目	廃止	
昭和38年							追手筋		上町 5 丁目 の南・北	上町 2 丁目 ～通町	桜馬場	愛宕町 1 丁目		
昭和39年							追手筋		水通町 4 ～ 5 丁目	上町 2 丁目 ～通町	桜馬場	愛宕町 1 丁目		
昭和42年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	廃止	桜馬場	愛宕町 1 丁目	上町 3 丁目	
昭和45年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目		升形→ 桜馬場	愛宕町 1 丁目	上町 3 丁目	
昭和46年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	(私)百石町 3 丁目	県庁前	愛宕町 1 丁目	上町 3 丁目	
平成13年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	(私)百石町 3 丁目	県庁前	愛宕町 1 丁目	上町 3 丁目	追手筋 (月 2 回)
平成16年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	(私)百石町 3 丁目	県庁前	愛宕町 1 丁目	廃止 (5 月)	追手筋 (毎週)
平成17年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	(私)百石町 3 丁目	県庁前	愛宕町 1 丁目		追手筋 (毎週)
平成19年							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	(私)百石町 3 丁目	県庁前	愛宕町 1 丁目		追手筋廃止 (3 月末)
平成21年 ～							追手筋		上町 4 ～ 5 丁目	(私)百石町 3 丁目	県庁前	愛宕町 広場 (JR高架下)		

(注 1) 元禄 3 年から明治 4 年までは毎月指定の日。

(注 2) 戦後昭和21年頃から露店出店が復活(帯屋町184店、追手筋47店)。

(注 3) 昭和23年に追手筋に集結し、街路市となる。

(注 4) (私)は公設ではない私設市。

○高知市道路占用規則

(昭和 37 年 4 月 1 日規則第 14 号)

改正	昭和 44 年 4 月 1 日規則第 22 号	昭和 46 年 7 月 1 日規則第 66 号	昭和 49 年 4 月 1 日規則第 27 号
	昭和 50 年 1 月 1 日規則第 2 号	昭和 51 年 4 月 1 日規則第 32 号	昭和 53 年 4 月 15 日規則第 39 号
	昭和 54 年 4 月 1 日規則第 23 号	昭和 56 年 1 月 1 日規則第 1 号	昭和 57 年 6 月 1 日規則第 52 号
	昭和 57 年 8 月 1 日規則第 66 号	昭和 59 年 4 月 1 日規則第 21 号	昭和 60 年 9 月 1 日規則第 48 号
	昭和 62 年 3 月 11 日規則第 4 号	昭和 63 年 4 月 1 日規則第 17 号	平成元年 3 月 1 日規則第 14 号
	平成元年 5 月 8 日規則第 61 号	平成 4 年 3 月 1 日規則第 9 号	平成 5 年 4 月 1 日規則第 13 号
	平成 8 年 4 月 1 日規則第 19 号	平成 9 年 3 月 1 日規則第 8 号	平成 9 年 4 月 1 日規則第 21 号
	平成 10 年 4 月 1 日規則第 82 号	平成 11 年 7 月 15 日規則第 85 号	平成 15 年 4 月 1 日規則第 46 号
	平成 17 年 3 月 1 日規則第 64 号	平成 17 年 4 月 1 日規則第 67 号	平成 18 年 3 月 1 日規則第 12 号
	平成 22 年 3 月 1 日規則第 18 号	平成 23 年 3 月 29 日規則第 14 号	平成 23 年 5 月 1 日規則第 53 号
	平成 24 年 9 月 1 日規則第 84 号	平成 25 年 4 月 1 日規則第 61 号	平成 25 年 7 月 1 日規則第 76 号
	平成 26 年 1 月 1 日規則第 9 号	平成 28 年 1 月 1 日規則第 19 号	平成 28 年 4 月 1 日規則第 95 号
	平成 30 年 4 月 1 日規則第 58 号	令和元年 8 月 13 日規則第 9 号	令和 3 年 3 月 18 日規則第 16 号
	令和 3 年 12 月 23 日規則第 204 号		

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 占用許可手続(第 3 条―第 9 条)
- 第 3 章 占用者の義務(第 10 条―第 16 条)
- 第 4 章 道路掘削及び道路の復旧(第 17 条―第 19 条)
- 第 5 章 街路市(第 20 条―第 35 条)
- 第 6 章 雑則(第 36 条・第 37 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「施行令」という。)並びに高知市道路占用料徴収条例(昭和 44 年条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づき、道路の占用について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において道路とは、法に基づき本市が管理する道路及び道路予定地並びにそれらの附属物をいう。

第 2 章 占用許可手続

(占用許可申請)

第 3 条 法第 32 条第 2 項の規定により道路を占用しようとする者は、あらかじめ道路占用許可申請書(様式第 1 号)正副 2 通により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、前項の規定による申請の内容に変更があつたときは、前項の規定の例により市長の許可を受けなければならない。

第 4 条 前条に規定する申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、軽易なものについては、その一部を省略することができる。

- (1) 位置図及びその付近の見取図並びに現況写真
- (2) 占用物件の形状、寸法、構造等に関する仕様書及び図面
- (3) 占用のための工事に関する計画書、図面及び工程表
- (4) 道路の復旧方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (5) 占用が隣接の土地又は建物の所有者又は占用者に利害関係があると認められるときは、その利害関係者の同意書
- (6) 他の法令等により官公署の許可、承認又は確認を必要とするものは、その許可書、承認書又は確認書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類及び図面

(許可基準)

第 5 条 占用の許可は、別表 1 及び別表 2 に定める道路占用許可基準により行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市長は、道路の適正な管理及び安全かつ円滑な道路交通確保のために必要な条件を付することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、占用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該占用を許可しない。

(占用許可の期間)

第 6 条 占用を許可する期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協定等による期間に特別の定めのあるものを除くほか、法第 36 条の規定による事業のための占用については、10 年以内
- (2) 前号以外の占用については、5 年以内

(占用料算定の基準)

- 第7条 次の各号に掲げる占用物件の占用料算定の基準額は、別表3に定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該占用料に消費税法に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)に消費税率に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率(以下「消費税等の率」という。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額))とする。
- (1) 天幕、日よけその他これらに類するもの
 - (2) 雨よけ(仮設日さし)その他これに類するもの
 - (3) 通路(上空又は地下に設ける通路を除く。)及びこれに類するもの
 - (4) 吊看板及び据置看板
(街路市に係る道路占用料)
- 第7条の2 街路市に係る道路占用料の額は、別表4に定める額(消費税法第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該占用料に消費税等の率を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額))とする。
- (許可書及び許可証票)
- 第8条 市長は、占用を許可したときは、道路占用許可書(様式第2号)を交付する。
- 2 前項の場合において、市長が必要と認めたときは、道路占用許可証票(様式第3号)を併せて交付することがある。
 - 3 道路占用許可証票の交付を受けた者は、前項の許可証票を、占用の期間中占用位置に固着し、表示しなければならない。
(占用料の減免)
- 第9条 市長は、占用物件が条例第4条第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めたとき、又は地方公共団体が行う事業のために道路を占用するとき、若しくは次に掲げる物件が道路を占用するときは、同条の規定により占用料を免除するものとする。
- (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設
 - (2) 道路の附属物を無償で添加している電柱及び電話柱
 - (3) 電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線
 - (4) 公共的団体が設置する有線放送電話柱、架空電線、水管及び下水道管
 - (5) ガス、電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管(電気通信に係るものにあつては、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもので、同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)
 - (6) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
 - (7) 花壇、掲示板等で、営利目的がなく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
 - (8) 町内会等が広報、防犯、防災その他の自治活動のために設ける物件であつて道路の機能を阻害しないもの
 - (9) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合等が設けるアーケード、アーチ、街路灯、イルミネーション、フラワーポット、ベンチ、防犯カメラその他これらに類する物件
 - (10) 公共性又は公益性の高い広告塔、看板、標識、表示板その他これらに類する物件
 - (11) 河川法(昭和39年法律第167号)に基づく占用料が徴収されている物件
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、占用料を免除することが適当であると市長が認めるもの
- 2 市長は、次の各号に掲げる物件が道路を占用するときは、条例第4条の規定により占用料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を限度として占用料を減額するものとする。
- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する停留所の標識及び上屋 2分の1
 - (2) 高知県公安委員会の設置する交通信号機を無償で添加している電柱及び電話柱 2分の1
 - (3) 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局 10分の7
 - (4) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し、地中に設ける電線類(電線共同溝又はキャブ等に收容される電線を除く。)及びこれらと一体不可分なもの 9分の8
 - (5) 電線類が上空に設置されていない道路において、地中に設ける電線類(電線共同溝又はキャブ等に收容される電線を除く。)及びこれらと一体不可分なもの 9分の8
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、占用料を減額することが適当であると市長が認めるもの 市長が定める割合
- 第3章 占用者の義務
- (占用者の義務)
- 第10条 占用者は、道路に設置した占用物件の維持管理に努め、その破損、汚損、倒壊、落下等によつて交通、美観その他道路管理上支障のないよう注意し、及び措置しなければならない。
- (権利の譲渡等の禁止)
- 第11条 占用者は、占用に伴う権利を他の者に転貸し、又は譲渡することができない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (工事施工のための占用)
- 第12条 工事施工のための占用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 通行者の危険防止のため、危険箇所には、昼間にあつてはバリケード、縄張り、看視人を置く等の措置を、夜間にあつては赤色警戒灯を設置する等の措置を講ずること。
 - (2) 土砂又は工事用資材、器具等を占用区域外に堆積し、又は散乱させないこと。
 - (3) 道路に設けられている境界杭、境界石、視覚障害者誘導用ブロック、消火栓、制水弁及び各種人孔等を損傷し、又はその所在箇所を不明確にしないこと。
 - (4) 占用区域内でも許可の範囲を超える施設、工事等をしないこと。
 - (5) 騒音、振動等により、付近の住民の生活に支障を及ぼさないこと。

- (6) 事故の防止に万全を期するとともに、事故が発生した場合においては、直ちに適切な措置を講ずること。
 - (7) 道路に損傷を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに市長に届け出てその指示を受け、必要な措置を講ずること。
 - (8) その他必要に応じ指示した事項及び許可条件を遵守すること。
- (届出)

第13条 占有者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 占有者がその氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は事務所の所在地)を変更したとき。
- (2) 占有の期間を短縮し、又は占有を廃しようとするとき。
- (3) 道路及び植樹等の公共施設を損傷したとき。
- (4) その他市長の命じた事項の確認を必要とするとき。

(工事の表示)

第14条 占有者で工事をしようとする者は、工事期間中占有区域内又はその付近の見やすい箇所に工事掲示板(様式第4号)を掲示しなければならない。

(許可の取消し及び変更)

第15条 占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は占有の許可を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 占有者が法令、条例及びこの規則その他許可条件に違反したとき。
- (2) 第5条第3項に規定する場合に該当したとき。
- (3) 道路管理上必要があるとき。
- (4) 指定期限までに占有料を納付しないとき。
- (5) その他市長において必要があると認めたとき。

(原状回復)

第16条 占有期間が満了し、又は占有許可の取消しがあつたときは、占有者は、直ちに占有の目的である工作物その他の物件を撤去し、原状に回復しなければならない。

2 占有者が道路又は道路施設を損傷したときは、占有者は、市長の指示に従い直ちに復旧しなければならない。

3 占有者が前2項の義務を怠つたときは、市においてこれを行い、それに要した費用は、すべて占有者の負担とする。

第4章 道路掘削及び道路の復旧

(道路の掘削)

第17条 道路を掘削する場合における工事(以下「掘削工事」という。)は、市長が別に定める方法によらなければならない。

(道路の復旧)

第18条 掘削した道路の復旧は、市長が別に定める方法により占有者が行うものとする。ただし、市長の定める単価を基準として掘削面積に影響面積を加えた面積計算による金額を占有者から徴収して市長が行うことがある。

(事故の負担)

第19条 掘削工事期間中及び当該工事完了後2年以内に占有者の責めに帰すべき事由により生じた事故については、占有者の負担とする。

第5章 街路市

(街路市)

第20条 市長は、商品を出品する市(以下「街路市」という。)について、当該街路市を開催する日及び占有区域を定めて道路の占有を許可するものとする。

(占有許可の申請)

第21条 街路市に出店しようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ街路市占有許可申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 写真(正面向き、上半身、脱帽)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、引き続き街路市の占有の許可(以下「占有許可」という。)を受けようとする者については、前項第1号及び第2号(次条において引用する場合を含む。)に掲げる書類について、既に提出されている当該書類をもつて代えることができる。ただし、住所等申請内容に変更があつたときは、速やかに必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(臨時出店登録の申請)

第22条 臨時に出店しようとする者は、街路市臨時出店登録申請書(様式第6号)に前条第1項第1号から第3号までに定める書類を添えてあらかじめ市長に登録の申請をしなければならない。

(占有の不許可)

第23条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、街路市の占有を許可しない。

- (1) 街路市の信用を著しく傷つけた者又はそのおそれがある者
- (2) 喧騒な行為をしたり、又は公安を害するおそれがある者
- (3) 街路市において光熱類(燃料を使用し、又は電気を熱源とする火気器具等をいい、市長が別に定めるものを除く。)を使用する者又はそのおそれがある者
- (4) その他市長が不適当と認める者

(占有許可の期限)

第24条 条例別表2に規定する街路市の占有許可の期限は、定時については1年、臨時については当日限りとする。

(占有許可の店舗数等)

第 25 条 街路市の占用許可は、当該占用許可の申請をする者の属する世帯について 1 店舗とし、その幅員は、3 メートル以内とする。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(街路市占用許可書)

第 26 条 市長は、第 21 条の規定により占用の許可を受けた者(以下「街路市占用者」という。)に街路市占用許可書(様式第 7 号)を交付する。

(臨時出店登録証等)

第 27 条 市長は、第 22 条の規定により登録を受けた者に対し、街路市臨時出店登録証(様式第 8 号)を交付する。

2 登録の有効期限は、当該年度の 3 月末までとする。

3 臨時に出店しようとする者は、前項の登録証を提示の上、口頭による申出により街路市占用許可申請書の提出があつたものとみなす。

4 前項の場合においては、領収証の交付をもつて街路市占用許可書に代えることができる。

(出店時間)

第 28 条 街路市の出店時間は、市長が特に必要があると認めたときを除いて午前 6 時から午後 4 時までとする。ただし、日曜日の出店については、4 月から 9 月までの間にあつては午前 5 時から午後 5 時まで、1 月から 3 月まで及び 10 月から 12 月までの間にあつては午前 5 時 30 分から午後 4 時までとする。

2 街路市占用者が、占用の当日午前 8 時までに出店しないときは、その権利を放棄したものとみなし、当該日に限り、市長は、他の申請者にその占用を許可することができる。

(販売品の制限)

第 29 条 市長は、必要があると認めたときは、販売品を制限し、又は禁止することができる。

(出店の停止命令)

第 30 条 市長は、災害、荒天その他の事情により特に必要があると認めたときは、街路市占用者に対し、出店の停止を命ずることができる。

(占用者の義務)

第 31 条 街路市占用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 陳列台及び日覆等は、占用区域外に突き出さないこと。

(2) 清潔を保持すること。

(3) 商品の卸売をしないこと。

(4) 市長の認めた仮設店舗又は陳列台及び日履等以外のものを道路上に設置しないこと。

(5) 他の法令又は行政官庁の指示に基づき販売の規制されている物品を販売しないこと。

(6) 閉市後設置したものを取り除くこと。

(7) 店舗表示板(様式第 9 号)を常時掲示すること。

(8) その他市長が別に定める事項

(監督処分)

第 32 条 市長は、街路市占用者が第 23 条各号の規定に該当し、又は前条各号の規定に違反したときは、第 15 条の規定にかかわらず、占用許可及び第 22 条の規定による登録の取消し又は期間を定めて出店の停止を命ずることができる。

(準用規定)

第 33 条 第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、街路市の占用についてこれを準用する。

(許可書及び登録証の返還)

第 34 条 街路市占用者は、廃業その他の事由により道路の占用を廃止したときは、その生じた日から 10 日以内に市長に届け出て、街路市占用許可書又は街路市臨時出店登録証を返還しなければならない。

(委任)

第 35 条 この章に定めるもののほか、街路市の占用許可に関する基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

第 6 章 雑則

(道路管理員)

第 36 条 法第 71 条第 4 項の規定に基づき、市に道路管理員を置く。

2 前項の道路管理員は、市長の指示を受けて道路の管理及び取締りに当たるものとする。

(その他)

第 37 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 高知市道路占用料条例施行細則(昭和 28 年高知市規則第 14 号)(以下「旧規則」という。)

(2) 高知市堤塘占用規則(大正 12 年高知市告示第 32 号)

3 この規則施行の際、旧規則に基いて現に占用中のものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 7 月 1 日規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年1月1日規則第2号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月15日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年1月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年8月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日規則第21号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後の道路の占用に係る占用料について適用する。
- 2 昭和59年9月30日までの道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年9月1日規則第48号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の規則の規定による占用の許可については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月11日規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。(後略)

附 則(平成元年5月8日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月1日規則第9号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
(道路占用料等に係る経過措置)
- 4 第3条から第6条までの規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正後の規則の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の規則の規定に基づき占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年4月1日規則第13号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年10月1日以後の道路の占用に係る占用料について適用する。
- 2 平成5年9月30日までの道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の規則別表3(以下「改正後の別表3」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用の許可を受けた物件で施行日以後引き続いて占有するもの(施行日以後占用の期間の満了により引き続いて占用の許可を受けたものを含む。以下「継続物件」という。)に係る平成8年度以後の年度分の占用料は、当該継続物件に係る当該年度分の占用料として改正後の別表3の規定により算定して得た額が当該継続物件に係る前年度分の占用料に1.1を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、当該調整占用料額とする。

附 則(平成9年3月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第21号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(道路占用料等に係る経過措置)
- 5 第5条から第8条までの規定による改正後の規則の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月15日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第46号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の高知市道路占用規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市道路占用規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成17年3月1日規則第64号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年6月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の高知市道路占用規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市道路占用規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成17年4月1日規則第67号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(平成18年3月1日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の高知市道路占用規則第27条の規定は、この規則の施行の日以後に占用の許可を受けるものに係る占用の許可の期限から適用し、同日前に占用の許可を受けたものに係る占用の許可の期限については、従前の例による。

附 則(平成22年3月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知市道路占用規則の規定に基づき占用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 5 月 1 日規則第 53 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の高知市道路占用規則の規定により道路の占用又は掘削の申請があったもの及び施行日前に道路の占用の許可を受けたもので施行日以後に当該許可の期間が満了するものについて引き続き当該占用の許可を受けようとするものに係る道路の占用の許可基準又は掘削の制限については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月 1 日規則第 84 号)

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 1 日規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 1 日規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第 7 条及び第 7 条の 2 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に占用の許可を受けたものに係る占用料から適用し、同日前に許可を受けたものに係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 1 月 1 日規則第 19 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知市道路占用規則第 21 条の規定により街路市の占用許可を受けている者は、この規則による改正後の高知市道路占用規則第 21 条の規定により街路市の占用許可を受けたものとみなす。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 95 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規則第 58 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知市道路占用規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき占用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市道路占用規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(令和元年 8 月 13 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 18 日規則第 16 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 23 日規則第 204 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知市道路占用規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市道路占用規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

道路占用許可基準

第1 電柱及び電話柱

- 1 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩車道境界から柱の最近側まで0.2メートル以内に設けること。
- 2 歩車道の区別のない道路では、原則として側溝の道路側縁石に接して設けること。ただし、側溝のない場合は、境界線から0.2メートル以内とする。
- 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲するときは曲がり角から2メートル以上、横断歩道がある場合は横断歩道から2メートル以上の距離を保って設けること。

第2 郵便ポスト

- 1 歩車道の区別のある道路は、歩道上とし、歩車道境界線に接して設けること。
- 2 歩車道の区別のない道路では、側溝の道路側縁石に接して設けること。
- 3 曲がり角から5メートル及び横断歩道から3メートル以上の距離を保つこと。

第3 広告塔

- 1 体育行事、博覧会等の公共的行事及び商店街等の準公共的なもので、短期間のものであること。スポンサー等による広告の入ったものは、原則として認めないが、特定の場所に限り許可することがある。
- 2 道路の有効幅員外で、交通上支障のない箇所であること。
- 3 前項により難いときは、歩車道の区別のない道路では境界線に、歩車道の区別のある道路では歩道上の歩車道境界線に接して設けること。
- 4 曲がり角から5メートル、横断歩道から3メートル及び建物の出入口から1メートル以上の距離を保ち設けること。
- 5 交通信号機等の保安施設の効用が減殺されない施設であること。
- 6 直径又は方径1辺0.5メートル未満かつ高さ4メートル未満とすること。ただし、交通上支障がないと認める場所については、径1メートルかつ高さ7メートルまで認めることがある。
- 7 都市の美観を損わない形体で、奇形でないものであること。
- 8 構造は、倒壊、落下、はく離等によつて道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。

第4 アーチ式広告

- 1 公共的性格を持ったもの及び共同の目的のものに限る。
- 2 道路横断構造物の下端は、歩道上では3メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上を保つこと。
- 3 歩車道の区別のある道路では歩道上とする。脚柱の位置は、歩車道境界線に接着させ、他端は市長が特に必要と認めたとき以外は、道路敷外に建て植え、又は既設の建物に取り付けること。
- 4 歩車道の区別のない道路では、脚柱は側溝の縁石に接して設けること。
- 5 曲がり角から5メートル及び横断歩道から3メートル以上の距離を保つこと。
- 6 歩車道の区別のある道路では、両側歩道境界に接した歩道上に脚柱を認めることがある。

第5 街路灯

- 1 町内会又は商店会等の団体が共同でその区域内の道路に設けるもので、都市の美観を損わないものであること。
- 2 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩車道境界線から灯柱の最近端まで0.2メートル以内の距離とすること。
- 3 歩車道の区別のない道路では側溝の道路縁石に接して設け、側溝のないときは、境界に接して設けること。
- 4 道路の曲がり角、横断歩道の接続部を避け、消火栓から3メートル及び街路樹幹から1.8メートル以上の距離を保つこと。
- 5 連担配列をするときは、形状、色彩、間隔、構造等は同一とすること。
- 6 灯柱は、円柱型の鉄管とし、構造は堅固及び体裁優美のもので、最大直径は0.2メートル未満とすること。
- 7 灯柱から突出部分(灯部)は、歩車道の区別のある道路では歩道上とし、最下端から路面までの高さを3メートル以上かつ出幅0.8メートル未満とすること。歩車道の区別のない道路では高さ4.5メートルかつ出幅0.9メートル未満とすること。
- 8 灯具は、路面の照度を均等にし、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。
- 9 灯柱を他の支柱に兼用させないこと。
- 10 灯柱施設には町、町内会、商店街等の団体その他共同的性格の名称以外の看板、広告、装飾等を取り付けないこと。

第6 電柱等の添架看板(巻付け)

- 1 巻付広告物は、1柱につき2箇所以内とする。
- 2 広告物の下端は、路面から1メートル以上3メートル以下とする。
- 3 色彩及び構造は、交通信号、消防器材等と紛らわしくなく、かつ、意匠が俗悪でないものであること。
- 4 塗装及び広告物がはく離し、又は汚損したときは、速やかに修理、除去その他適当な措置を講ずること。

第7 電柱等の添架看板(その他のもの)

- 1 添架広告物は、1柱につき2箇所以内とする。

- 2 歩車道の区別のある道路上で車道に突出させるときは、下端は路面から4.5メートル以上かつ出幅0.5メートル未満とし、歩道に突出させるときは、路面から3メートル以上かつ出幅0.5メートル未満とする。
- 3 歩車道の区別のない道路では、下端は路面から4.5メートル以上かつ出幅0.5メートル未満とする。
- 4 風雨等のため破損及び散落のおそれのないようにすること。
- 5 塗装、構造等美観の損われたものは、許可期間中であつても撤去又は改修すること。

第8 看板

- 1 自己店舗前に掲出するものに限る。
- 2 道路管理上支障のないと認められるものであること。
- 3 風雨のため破損したり、散落のおそれのないようにすること。
- 4 原則として厚さ0.3メートルを超えないこと。ネオン、蛍光灯その他照明装置によるものも同様とする。

第9 据置看板

- 1 自己店舗前に限る。ただし、興行物、生徒募集、商店街の大売出しその他の催し物等の看板で、必要と認められるものは、この限りでない。
- 2 歩車道の区別の有無にかかわらず宅地寄りとし、側溝のあるときは、側溝上に置き、なるべく正面を道路に平行に置くこと。
- 3 塗装がはく離し、又は破損腐朽して危険又は不体裁になつたときは、速やかに修理又は撤去すること。

第10 広告板、碑表等

- 1 公共的なもの、史跡等以外は、原則として認めない。必要と認めるものについては道路の有効幅員外とし、交通の見通し等を妨げない場所であること。
- 2 高さ3メートル未満、幅1.8メートル未満、柱の直径0.15メートル未満かつ厚さ0.2メートル未満とすること。
- 3 美観上付近と調和及び均衡のとれたものであること。
- 4 道路に平行して設置すること。

第11 揭示板

- 1 官公署又は町内会等の公共又は共同の用のものに限る。
- 2 歩車道の区別の有無にかかわらず、道路境界に接して設けること。
- 3 高さ2メートル未満、長さ1.5メートル未満かつ厚さ0.2メートル未満とすること。
- 4 交通及び地元居住者に支障のない箇所であること。
- 5 色彩、意匠等は俗悪なものを避け、占用者及び揭示事項以外の広告物等の添架又は塗装をしないこと。

第12 アーケード

- 1 高知市アーケード設置連絡協議会の指定した構造に限る。ただし、連担しないものについては、公共的又は公共大衆の利便のため必要と認めるものに限る。
- 2 その他細部については、アーケードの取扱について(昭和30年2月1日付国消発第72号・建設省発住第5号・警察庁発備第2号)の通達の内容に適合したものであること。

第13 露店その他これに類するもの

- 1 露店その他これに類するものは、縁日、祭典、歳の市、中元等の短期間のものに限る。ただし、このほか特別の理由により許可することがある。
- 2 歩車道の区別のある道路では、原則として歩道上とし、歩車道境界から1.5メートルの範囲とする。特別の場合については、歩道上の民地境界側とすること。
- 3 歩車道の区別のない道路では、境界から1.5メートルの範囲とすること。
- 4 曲がり角から10メートル、横断歩道から5メートル及び停留所の標識から10メートルの距離を保つこと。
- 5 地先家屋の出入りに支障のないようにし、地先家屋の所有者又は占有者の承諾を受けること。

第14 施行令第7条第4号に掲げる工事用施設

- 1 家屋、しゅう壁、ボーリング等の工事のため仮設の板囲及び足場を設置するときは、道路境界から出幅1メートル未満とすること。ただし、交通量、工事の難易等により特に増減することがある。
- 2 掛け出し(構台式事務所)を設けるときは、歩車道の区別のある道路の歩道上とし、床面の下端の高さは、路面から3メートル以上とすること。
- 3 高層建築のため、交通上危険防止の施設を路上に突出させるときは、路幅にかかわらず、危険防止のため必要な幅を認める。ただし、この場合において、路面からの高さは、歩道上では4メートル、歩車道の区別のない道路では5メートル以上とすること。
- 4 舗装道路の路面及び側溝を損傷し、又は破壊して設置しないこと。
- 5 ブロック敷歩道のブロックは取り除き、工事完了後市職員による立会指示を受けて復旧すること。

第15 施行令第7条第5号に掲げる工事用材料の一時置場

- 1 道路境界から出幅1メートル未満とすること。ただし、交通量及び工事現場の状況により特に増減することがある。
- 2 曲がり角、横断歩道及び消火栓から3メートル以上の距離を保つこと。
- 3 通行者への危険防止に万全を期し、保安措置を設けること。

第 16 地下通路

- 1 建築物内の多人数の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共の利便に寄与するものでなければならない。
- 2 土地区画整理事業、下水道事業等の一定の都市整備事業の終了している区域における公共の地下埋設物が完備している道路で、当該埋設物等に支障を与えない構造であること。
- 3 通路部分(占用部分)は、原則として道路に直角とすること。
- 4 地下通路の頂部と路面との距離は3.5メートル(公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあっては、2.5メートル)以上とすること。ただし、建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)の施行前に施工された建築物で、構造上及び施工上やむを得ないと認められる場合は、3メートルまでの距離にすることができる。
- 5 通路の幅員は4メートル以内及び天井までの高さは3メートル以内とすること。

第 17 上空通路

- 1 高知市道路上空通路設置連絡協議会の指定した構造に限る。
- 2 土地区画整理事業、下水道事業等の一定の都市整備事業の終了している区域で、景観、都市の機能等に支障のない場所であること。
- 3 通路部分(占用部分)は、原則として道路に直角とすること。
- 4 その他細部については、道路の上空に設ける通路の取扱等について(昭和32年7月15日付建設省発住第37号・国消発第860号・警察庁乙備発第14号)の通達の内容に適合したものであること。

第 18 電線等

- 1 道路を横断して架設するときは、道路の方向に対して直角に横断させること。ただし、やむを得ず斜横断するときは、原則として、他の電線等が既に設置された箇所を横断させるものとし、その延長は道路管理者が特に認めたときは、おおむね50メートル以内とすること。
- 2 高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害を解消するための電線及びCATV(自主番組のテレビジョン放送)用電線並びに有線放送及び有線音楽放送業務のための電線を架線するための柱は設けないこと。

第 19 施行令第7条第2号に掲げる工作物

市長が別に定める基準に適合したものであること。

第 20 施行令第7条第3号に掲げる施設

市長が別に定める基準に適合したものであること。

別表 2

道路占用許可基準

物件	道路区分	高さ メートル	出幅 メートル
1 天幕、日よけその他これに類するもの	歩道	2.5 以上	1.0 以内
	道路 甲	4.5 以上	1.2 以内
	道路 乙		0.8 以内
2 雨よけ(仮設日ざし)その他これに類するもの	歩道	2.5 以上	1.0 以内
	道路 甲	4.5 以上	1.2 以内
	道路 乙		0.6 以内
3 吊看板(広告類を含む。)	歩道	2.5 以上	0.8 以内
	道路 甲	4.5 以上	0.9 以内
	道路 乙		0.5 以内
4 据置看板(広告類を含む。)	歩道	1.3 以内	0.4 以内
	道路 甲		0.5 以内
	道路 乙		0.4 以内

備考

- 道路区分欄の歩道、道路甲及び道路乙は、それぞれ次のとおりとする。
 - 歩道は、歩車道の区別のあるもの
 - 道路甲は、幅員 6 メートル以上のもので歩車道の区別のないもの
 - 道路乙は、幅員 6 メートル未満のもので歩車道の区別のないもの
- 物件 1 の項から 3 の項までにおいて高さとは、地上から当該物件の下端までの高さをいう。
- 物件 4 において高さとは、地上から当該物件の上端までの高さをいう。
- 法面及び側溝のある部分の物件の出幅については、それぞれの幅に止める。

別表 3

道路占用料算定基準表

区分	天幕, 日よけ, 通路その他これらに類するもの	雨よけ (仮設ひさし) その他これらに類するもの	つり看板	据置看板	町名
	1 平方メートル当たり 1 年につき				
1	円 1, 400	円 7, 000	円 4, 400	円 22, 000	帯屋町一丁目, 帯屋町二丁目, 本町一丁目, 本町二丁目, 本町三丁目, 本町四丁目, 本町五丁目, はりまや町一丁目, はりまや町二丁目, はりまや町三丁目, 堺町, 南はりまや町一丁目, 南はりまや町二丁目, 追手筋一丁目, 追手筋二丁目, 菜園場町
2	1, 100	5, 500	3, 100	15, 500	愛宕町一丁目, 愛宕町二丁目, 升形, 駅前町, 北本町一丁目, 廿代町, 九反田
3	500	2, 500	1, 050	5, 250	その他の地区

別表 4

街路市に係る道路占用料

	単位	街路市	占用料
定時	占用面積 1 平方メートル当たり 1 箇月	日曜市	400 円
		その他	290 円
臨時	占用面積 1 平方メートル当たり 1 日	日曜市	200 円
		その他	130 円

様式第 1 号

道路占用許可申請書

様式第 2 号

道路占用許可書

様式第 3 号

道路占用許可証

様式第 4 号

工事揭示板

様式第 5 号

街路市占用許可申請書

様式第 6 号

街路市臨時出店登録申請書

様式第 7 号

街路市占用許可書

様式第 8 号

街路市臨時出店登録証

様式第 9 号

店舗表示板

○高知市街路市占用許可要領

[平成9年3月1日制定]
[平成11年10月1日一部改正]
[平成12年4月28日一部改正]
[平成20年3月1日一部改正]
[平成21年8月1日一部改正]
[平成28年1月1日一部改正]
[平成30年4月1日一部改正]
[令和元年12月24日一部改正]
[令和5年3月31日一部改正]
[令和6年2月20日一部改正]

(趣旨)

第1条 この要領は、本市街路市の発展の歴史的経過を考慮のうえ、街路市のもつ流通機能、社会的機能及び観光機能の充実と街路市の適正な運営を実現するため、高知市道路占用規則（昭和37年規則第14号。以下「規則」という。）第35条に基づき、出店許可の基準その他必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、本市の街路市が生活市を実現することを目標に、消費者としての市民と生産者とが直接交流することにより、市民生活の安定を図ることを基本理念とする。

(定義)

第2条 この要領において「定時出店者」とは、本市が管理する街路市において、規則第21条の規定による街路市占用許可を受けている者（臨時出店者を除く。）をいう。

2 この要領において「臨時出店者」とは、規則第22条の規定による登録をした者をいう。

3 この要領において「小間」とは、街路市において各出店者に占用させる区画をいい、「空小間」とは、定時出店者に対して占用許可をしていない小間をいう。

(新規定時出店者選考基準)

第3条 市長は、新たな定時出店者としての街路市占用許可申請があった場合、本市が管理する街路市において、臨時出店者としての出店経験を概ね2年以上有し、かつ、前2年間に於いて、所属する曜市での通算開催日数の2分の1以上の臨時出店をした者のうちから選考のうえ決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(定時出店者の継続許可)

第4条 現に定時出店者である者から、引き続き許可申請があった場合は、これを許可することができる。ただし、正当な理由もなく開催曜市の2分の1以上の出店のない者又は著しく街路市の品位を損ない、若しくは条例、規則その他法令の規定を遵守しない者は許可しない。

2 定時出店者が死亡し、又は病気等により出店不能の場合は、当該定時出店者の親族、第10条第1項に規定するグループを形成する出店者（当該定時出店者と同一のグループに所属する者に限る）又は市長が関係機関との協議を経て必要と認める者で、かつ、18歳以上の者が出店を希望する場合に限り、その者に許可することができる。

3 定時出店者の継続受付は、原則として毎年3月に行う。

4 前項に規定する受付は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに日曜日及び土曜日は行わない。

(新規臨時出店者登録基準)

第5条 市長は、臨時出店登録申請があった場合には、次に定める基準（以下「出店基準」という。）に適合する者のうちから選考のうえ登録する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 高知県内居住者であること。

(2) 生産農家、漁業者、手作り食品製造者又は手作り工芸品等製造者であること。

(3) 他に固有の店舗を有しない者、または個人事業主（それに準ずる者を含む）で、かつ、有する店舗が1店舗のみの者であること。

(4) 街路市の品位を保ち関係法規を遵守する者であること。

(5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に適合し、かつ、隣接出店者に迷惑な行為や不快感を与える業種でない者であること。

(6) 街路市の開催日には、やむを得ない事情のある場合以外は、出店できる者であること。

2 前項第2号に規定する「手作り食品」とは、街路市の雰囲気合った高知らしさのあるもので、自家製農産物又は街路市で調達した食材を主原料とし、出店者自身が製造したものをいう。

3 第1項第2号に規定する「手作り工芸品」とは、街路市の雰囲気に合った高知らしさのあるもので、製造に特殊な技能を伴う出店者自身が製造したものをいう。

4 市長は、単独では出店基準に適合しない者でも、その者が第10条第1項に規定するグループ出店により出店しようとし、かつ、当該グループが出店基準に適合する場合に限り、登録をすることができる。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、市長は、日曜市にかぎり光熱類（燃料を使用し、又は電気を熱源とする火気器具等をいう）の使用を伴う調理食品を製造販売する者（以下「光熱類使用者」という。）を登録することができる。ただし、日曜市全体での光熱類使用者の店舗数を16店舗とし、廃業等により店舗数がこれを下回った場合、差分の店舗数について別途時期を定めて公募し、選考のうえ登録するものとする。

6 第1項第2号の規定にかかわらず、市長は、仕入商品販売者を登録することができる。ただし、仕入商品販売者は別途時期を定めて公募し、選考のうえ登録するものとする。

7 生鮮魚介類、生肉類、庭石、酒類（生産農家が許可を得て自ら製造するものを除く。）、ニワトリ、小動物等のペット類の販売をする者及び光熱類を使用する者（第5条第5項に定める者を除く。）のほか、市長が適当でないと認定した者には登録を行わないものとする。

8 前項に規定するもののほか、街路市運営上支障を来すおそれがある場合には、登録をしないことがある。

（臨時出店者の継続登録）

第6条 現に臨時出店者である者が、継続して出店を希望する場合には、引き続きこれを登録することができる。

2 前項の規定にかかわらず、臨時出店者が死亡、長期療養その他の事情で出店が明らかに不能と市長が認めた場合には、登録の取消を行う。ただし、当該登録者の出店態度が良く、相当の事情もあり、当該登録者の親族、第10条第1項に規定するグループを形成する出店者（当該登録者と同一のグループに所属する者に限る）又は市長が関係機関との協議を経て必要と認める者で、かつ、18歳以上の者が出店を希望する場合において、その者を登録することができる。

（臨時出店登録の受付期間）

第7条 新規の臨時出店者登録の受付の期間は通年（第5条第5項及び第5条第6項で登録する者を除く。）とし、別に期間を定めて選考するものとする。ただし、街路市運営に支障のある場合は、新規の臨時出店登録の受付をしないことがある。

2 臨時出店の継続登録の受付は、原則として毎年3月とし、別に期間を定めて設定する。

3 前2項に規定する受付は、祝日法による休日並びに日曜日及び土曜日には行わない。

（臨時出店者の占用の許可）

第8条 規則第27条第3項に規定する申出の時刻は、午前8時までとする。

2 市長は、前項の申出があった場合は、午前8時をめぐりに空小間、又は定時出店者が午前8時を過ぎても出店しない小間に占用を許可するものとする。ただし、諸般の状況により占用させることが不可能と認められる場合は許可しないものとする。

（定時出店者の小間の移動）

第9条 市長は、街路市の運営上支障があるとき、その他街路市の運営のために必要であると認める場合は、定時出店者に対し、その占用許可を与えている小間から他の小間への移動をさせることができる。

（グループ出店）

第10条 定時出店者及び臨時出店者は、複数でグループを形成し、一つの小間を使用すること（以下「グループ出店」という。）により出店することができる。

2 グループを形成する出店者は、他のグループに所属することができないものとする。

3 グループを形成することのできる出店者は、生産農家、漁業者、手作り食品製造者又は手作り工芸品等製造者とする。

（街路市出店者の義務）

第11条 街路市出店者は、規則第31条第1号から第8号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店前及び撤去時において、自己の占用許可区域及びその周辺を清掃すること。
- (2) 自己の占用許可区域から移動しないこと、及び当該区域以外の場所で商品を販売（移動販売を含む。）しないこと。
- (3) 商品を点検し、適切な管理を行うこと。
- (4) 他人の委託を受けて商品を販売し、又は他人に委託して商品を販売しないこと。ただし、グループ出店により、グループ内の他の出店者の商品を販売する場合は、この限りでない。
- (5) 住所、氏名及び電話番号を明記した名刺、包装袋等を備え、これを交付すること。
- (6) 出店時のテントや陳列台等は、近隣出店者と同等の規格のものを使用すること。
- (7) 定時出店者にあつては、特別の事情のない限り許可を受けた曜市に出店するよう努めること。
- (8) 臨時出店者にあつては、出店前に必ず占用許可を受けること。
- (9) 家屋、ビル等の建物及び駐車場の出入に支障のないよう通路を確保すること。
- (10) 植栽、道路若しくは下水道柵を汚損し、破損し、又は損傷しないこと。
- (11) 駐車許可区域となっている曜市周辺の街路に出店のために使用する車両を長時間駐車しないこと。
- (12) 定時出店者又は臨時出店者の従業員、アルバイト等のみによる出店をしないこと。
- (13) 街路市出店者を対象に本市が開催する研修会、講習会等を受講すること。
- (14) この要領の規定に違反しないこと。
- (15) その他市長又は係員の指示する事項

（長期欠席者の指導と出店停止）

第12条 市長は、定時出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、改善が図られるよう促すものとし、改善が見られない場合は、その理由のいかんにかかわらず、規則第23条第4号の規定に該当し、又は規則第31条第8号の規定に違反したものとして、規則第32条の規定による監督処分をすることができる。

- (1) 許可された曜市に1年以上出店しなかったとき。
- (2) 次条第1号に掲げる事由により同条の届出をし、許可された曜市に2年以上出店しなかったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

（届出）

第13条 定時出店者及び臨時出店者は、規則第13条及び規則第34条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 病気その他やむを得ない事由により長期に出店しないとき。
- (2) 前号の事由が解消したことにより出店しようとするとき。
- (3) その他市長が別に指示するとき。

（公益的事業及び学校教育に係る街路市の占用）

第14条 障害者総合支援法による障害者支援施設等、農業協同組合、漁業協同組合、県内各市町村その他公益的事業を行う法人等の団体が当該公益事業の一環として街路市に出店しようとするとき並びに保育園及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、

各種学校等が体験学習等のために街路市に出店しようとするときは、前各条の規定にかかわらず、これを認めることができる。この場合において、当該団体が販売する品目は、特産品その他当該団体の設立目的、地域的特質等に応じたものとして社会的に認知されたものであって、食品衛生法等関係法令に抵触しないものでなければならない。

(その他)

第15条 市長は、街路市の運営に関して街路市運営協議会の意見を聴くことがある。

2 市長は、街路市の出店許可、交通問題及び環境整備等について、警察署等の関係機関の意見を聴くことがある。

3 街路市出店者は、規則及びこの要領に定める事項のほか、街路市の運営に協力をし、街路市の発展に寄与しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成9年3月1日から実施し、平成9年度の街路市の占用に係る許可等の手続及び処分から適用する。

2 この要領の施行の日の前日において現にこの要領による改正前の要領（以下「旧要領」という。）第3条第2項第7号の規定により定時出店者としての街路市占用許可を受けている者については、第3条の規定にかかわらず、なお許可することができるものとする。ただし、当該定時出店者が旧要領第3条第2項第7号の規定の適用を受けることとなった店舗の営業を譲渡し、若しくは業種を変更し、又は移転その他により当該店舗を廃止した場合は、当該占用許可を取り消すものとする。

3 前項本文の適用を受ける定時出店者は、その店舗に接する小間の占用を廃止して人の通行を確保する場合には、市長と協議して、他の小間において定時出店者としての街路市占用許可を受けることができる。この場合において、当該定時出店者に対しては、前項ただし書の規定は、適用しない。

附 則

1 この要領は、平成11年11月9日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

2 この要領による改正後の高知市街路市占用許可要領（以下「改正後の要領」という。）第8条の規定は、平成11年7月15日から適用する。

3 改正後の要領の規定（前項に定める部分を除く。）は、この要領の施行の日以後の街路市の占用に係る許可等の手続及び処分から適用し、同日前の街路市の占用に係る許可の手続及び処分については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の高知市街路市占用許可要領第4条第2項の規定により許可をしている者については、この要領による改正後の高知市街路市占用許可要領第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日において、現にこの要領による改正前の高知市街路市占用許可要領（以下「旧要領」という。）第3条第1項の規定により定時出店者としての街路市占用許可を受けている者及び旧要領第5条第1項の規定により臨時出店者として登録を受けている者についての許可、登録その他の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

○高知市愛宕町広場条例

(平成 21 年 1 月 1 日条例第 12 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号令和 3 年 4 月 1 日条例第 43 号

(設置)

第 1 条 市民の交流の場を設けることにより、健全な地域社会の形成及びその発展に資するため、高知市愛宕町広場(以下「広場」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 広場の位置は、次のとおりとする。

高知市中水道 171 番 1

(行為の制限)

第 3 条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 催物を行うこと。
- (2) 商行為を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広場の全部又は一部を独占的に利用すること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為が広場の用途又は目的を妨げないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。
- 4 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第 4 条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (2) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(権利の譲渡等の禁止)

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第 6 条 利用者は、別表に定める額によって算定した料金（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、当該料金に消費税法に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）に消費税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に 1 を加えて得た率を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を使用料として前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該使用料を後納とすることができる。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、規則で定める特別の事由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 8 条 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第 3 条第 3 項に規定する場合に該当したとき。
- (3) 第 4 条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 許可条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、市は、賠償責任を負わない。ただし、同項第 5 号の規定に基づき同項の処分をした場合であつて、当該処分が市の都合によるときは、この限りでない。

(設備の制限)

第 10 条 利用者は、広場の利用に当たって特別の設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可を受けた場合の特別の設備に要する費用については、当該許可を受けた利用者の負担とする。

(原状回復)

第 11 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。前条第 1 項ただし書の規定により特別の設備の許可を受けた場合も、同様とする。

(損害の賠償等)

第 12 条 利用者その他広場を利用した者が、施設を損傷し、又は汚損したときは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表(第6条関係)

行為の種類		金額
商品を出品する市のうち、その開催する日を市が定めるものへの出店	定時	1 平方メートルにつき 1 月当たり 290 円
	臨時	1 平方メートルにつき 1 日当たり 130 円
上記以外の行為		1 平方メートルにつき 1 日当たり 30 円

附 則(平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知市愛宕町広場条例の規定に基づき利用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

○高知市愛宕町広場条例施行規則

(平成 21 年 8 月 17 日規則第 98 号)

改正 令和 3 年 4 月 1 日規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市愛宕町広場条例(平成 21 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により高知市愛宕町広場(以下「広場」という。)の利用の許可を受けようとする者は、高知市愛宕町広場利用許可申請書(第 1 号様式)により市長に申請しなければならない。この場合において、商品を出品する市のうち、その開催する日を市が定めるもの(以下「街路市」という。)に出店しようとする者は、住民票の写し、写真(正面向き、上半身、脱帽)その他の市長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

2 条例第 3 条第 1 項の許可を受けて街路市に出店する者は、住所等申請内容に変更があった場合においては、速やかに必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

3 第 1 項後段の規定にかかわらず、引き続き街路市への出店に係る条例第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者については、第 1 項後段に規定する書類について、既に提出されている当該書類をもって代えることができる。

(許可の基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定による広場の用途又は目的を妨げない行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 公共的団体が行う地域の振興を図るための事業に関する行為であって、営利を目的としないもの

(2) その他市長が適当と認める行為

(利用の許可)

第 4 条 市長は、条例第 3 条第 1 項の許可をしたときは高知市愛宕町広場利用許可証(第 2 号様式。以下「許可証」という。)を当該申請をした者に交付するものとし、利用を許可しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(遵守事項)

第 5 条 広場の利用の許可を受けた者その他広場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可証に記載した許可条件に違反しないこと。

(2) 許可を受けないで施設等にはり紙、くぎ打等をしないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 許可を受けないで広場内で広告物等を配布しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(使用料の後納)

第 6 条 条例第 6 条ただし書の規定により使用料を後納とすることができる場合は、第 2 条第 1 項の申請の時期その他の事由により前納が困難と市長が認める場合とする。

(使用料の減免)

第 7 条 条例第 7 条に規定する規則で定める特別の事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 公共的団体による公共的事业のための利用

(2) 広場の地区住民による地域振興を図る事業のための利用

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事由

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

高知市愛宕町広場利用許可申請書

第 2 号様式(第 4 条関係)

高知市愛宕町広場利用許可証